

議長ハ本問題ニツキ審議ニ入ル際ニ左ノ説明ヲ試ム
普通問題ハ数年來一般ニ衆ノ所ニシテ現政府
ニ於テハ之が必要ヲ認ムルカ降々又憲法後ハ民心
收攬ノ策畧カ免ズ角ニ該會ニ普通案想ハス
ルコト、ナレルガ如ク立憲治下ニ於テハ勃然ノ事ナリ
而シテ其ノ案カ如何ナル程度ニ立止セラル、ヤ
斗リ難キモ我總同盟下ニテ之ニ賛成スルト否
トニ不拘相商研究ノ心思アリ、萬一以府案ニ
シテ労働組合ニ有利ナル境ハ後來ノ主張ヲ
変更スルモ何等恥スル處ナレ先ズ之ニ對スル
態度ヲ決スル爲メ内部ニ普通問題研究ノ機
関ヲ設置シテ會員ヲシテ研究セシムルモ一方極
ナリ云々

本問題ニ付キテハ委員中ニ硬論ヲ唱ヘ依リニ普通憲法
施セラレ、モ實際ニ於テハ後來ノ選擧權ト異ナル
處ナリ資本家ニアラザレバ主候補スル暇ハズ又多
少労働運動者、社会運動者ヲ出シ得トスルモ
大勢ニ影響ナレトテ及對スルモアリシモ多數ハ普
通ニ賛成シテ利用スベシトノ意見ヲ更ニ普通
實施後如何ナル候補ヲ選ラバマヤ、就テ智
識階級ノ社会学者乃至運動者ト云フ説ト労働
組合ノ幹部トシテ労働出身ノ實際運動者ト
ノ説アリ、其ニ一利一害アリトテ議論ニ花ヲ咲カセ
中途休憩再度論議シ結局議會對策委員會
ヲ設置シ研究ナルコトニ決シ委員トシテ左ノ如ク指
命トス